

議案第165号

川崎市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年11月25日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市営住宅条例の一部を改正する条例

川崎市営住宅条例（昭和37年川崎市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 市営準公営住宅 川崎市特定公共賃貸住宅条例（平成5年川崎市条例第42号）第2条第1号に規定する特定公共賃貸住宅の用途を廃止した住宅及びその附帯施設で、市営公営住宅に準じて低額所得者に使用させるためのものをいう。

第12条第1項第1号中「市長が別に」及び「連帯保証人の連署する」を削り、同項第2号中「2月分」を「3月分」に改め、同条第6項中「第1項第1号の規定による請書に連帯保証人の連署を必要としないこととし、又は同項第2号」を「第1項第2号」に改める。

第15条（見出しを含む。）中「市営従前居住者用住宅」を「市営準公営住宅及び市営従前居住者用住宅」に改める。

第18条第1項を次のように改める。

市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用は、次条第1項第4号に掲げるものを除き、市の負担とする。

第18条第2項を削り、同条第3項中「第1項に掲げる」を「前項に規定する」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とする。

第19条に次の1号及び2項を加える。

(4) 畳の表替え、ふすまの張替え、破損ガラスの取替えその他規則で定める修繕に要する費用

2 市長は、前項第4号に掲げる費用のうち、使用者に負担させることが適当でないと認めたものについて、その一部又は全部を使用者に負担させないことができる。

3 市が借り上げている市営住宅の修繕費用における前項の適用については、同項中「市長」とあるのは「当該市営住宅の所有者」とする。

第21条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(使用保管の義務等)」を付し、同条第4項ただし書中「次条第4号」を「第22条第4号」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第21条の2 使用者及び同居の親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)(以下この条において「使用者等」という。)は、周辺の環境を乱し、又は他の使用者等若しくは周辺の住民に迷惑を及ぼす行為(以下「迷惑行為」という。)をしてはならない。

2 市長は、使用者等が迷惑行為のうち規則で定めるものを行った場合において、市営住宅の管理上必要があると認めるときは、使用者に対し、その行為に関し是正、中止その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

第23条第2項中「第3項」を「第19条第1項第4号」に改める。

第24条第1項ただし書中「若しくは」を「又は」に、「又は損害賠償金」を「、第21条第2項又は第25条第3項の規定による損害賠償金、第32条の2第3項に規定する金銭その他の市営住宅の使用に関し生じた本市に対する債務」に改め、同条第2項中「前項」を「前項ただし書」に改める。

第25条第1項中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、同項第8号中「（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）」を削り、同号を同項第9号とし、同項第7号の次に次の1号を加える。

(8) 第21条の2第2項の規定による勧告に従わないとき。

第25条第4項中「第1項第9号」を「第1項第10号」に改める。

第30条の2第1項中「使用者（」の次に「市営準公営住宅、」を加える。

第32条第3項中「かかわらず、」の次に「市営準公営住宅及び」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の条例第12条第1項及び第6項の規定は、この条例の施行の日以後に市営住宅の利用者として決定された者について適用し、同日前に市営住宅の利用者として決定された者については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

市営公営住宅に準じて低額所得者に使用させるための住宅を設置すること、使用手続を見直すこと、迷惑行為をしてはならないこととすること等のため、この条例を制定するものである。